

きなんせとつと通信

TOTTORI

令和8年2月号
鳥取労働局総務課
人事係

鳥取労働局

Topics

今号のニュース

鳥取県版政労使会議を開催

ふるさとキャリア教育フェスティバルへ参加

2

Feb.

厚生労働省

鳥取労働局

▶鳥取県版政労使会議を開催！

「きなんせ鳥取通信」9月号でお伝えしたとおり、鳥取県の最低賃金が初の千円超えて1,030円（令和7年10月4日から適用）となるなど、着実に県内の賃金水準が上昇しているところですが、引き続き食料品など物価も上昇している中、更なる持続的・構造的な賃上げにつなげる必要があります。また、これをを実現するためには、県内の事業者の方々が、労務費も含めて販売している商品やサービスに適切な価格転嫁をできるようにすることが必要です。

このため、鳥取労働局は、賃上げに関して労使交渉を行う春闘の本格化を前に、鳥取県と共催で県内の行政機関、経営者団体、労働者団体（政労使）のトップが参加する「鳥取県版政労使会議」を令和8年2月2日（月）に開催しました。

この会議の中では、行政の支援策の説明、賃上げをめぐる現状や課題についての意見交換の後、以下の共同宣言を全会一致により採択し、共同宣言の方針のもと参加者が連携して取り組むことを確認しました。

価格適正化と生産性向上による持続可能な 賃上げの実現に向けた共同宣言

1 目的

経済の成長と分配の好循環を実現するためには、原材料費やエネルギーコストのみならず、労務費を含めた価格設定をサプライチェーン全体で定着させるとともに、生産性の向上を通じ、持続的・構造的な賃上げにつなげるのが重要である。

鳥取県版政労使会議は、県民が生活の豊かさを実感できるよう、価格適正化と生産性の向上等による持続的・構造的な賃上げを実現するため、以下の事項について、各構成員が相互に連携・協力して取り組むことを宣言する。

2 取組方針

(1) 労務費を含めた適切な価格転嫁の推進

- ・中小受託取引適正化法（取適法）の令和8年1月施行による公正な取引慣行の普及・促進
- ・労務費転嫁指針の周知と理解促進
- ・パートナーシップ構築宣言の普及・促進

(2) 省力化、デジタル化、生産性向上等への支援

- ・国、県の支援策の周知や活用促進
- ・スキルアップに向けた人材育成やリスキリングの推進

(3) 賃金上昇と物価上昇に関する県民・事業者への理解促進

- ・価格適正化に向けた県民理解の醸成のための周知啓発

令和8年2月2日 鳥取県版政労使会議

一般社団法人鳥取県経営者協会 鳥取県商工会議所連合会
鳥取県商工会連合会 鳥取県中小企業団体中央会
日本労働組合総連合会鳥取県連合会
鳥取県市長会 鳥取県町村会
公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所
中国経済産業局 鳥取労働局 鳥取県

共同宣言全文



会議で発言する山下鳥取労働局長（真ん中）



多くのメディアに取り上げていただきました
（日本海テレビHPより）

今号のニュース

▶ ふるさとキャリア教育フェスティバルへ参加！！

1月31日（土）に倉吉市のエースパック未来中心にて、鳥取県教育委員会主催の「ふるさとキャリア教育フェスティバル」が開催され、鳥取労働局も初めてブースを設け参加しました。本イベントでは、「地域課題解決に向けた探求成果等発表会」や「ふるさとキャリア教育CMコンテスト表彰式」等があり、鳥取労働局は、地元協力企業が参加する体験ブースにて小中高生やその保護者向けに「ハロまるお仕事カード」を用いた職業適性診断や「まんが知って役立つ労働法Q&A」を用いた労働法クイズを実施しました。当日は、40組の参加があり、参加者からは「自分のしたいことと当たってる」や「家族にさせてみたい」といった感想をいただきました。

※余談ですが、土日祝に臨時で出勤した場合は、後日振替休日を取得することになります。

【当日の様子】



ふるさとキャリア教育とは？

「ふるさとキャリア教育」とは、ふるさとに誇りと愛着を持ち、鳥取をさらに発展させていく意欲と意志を持った人材の育成を目指す取組で、発達段階に応じて、地域に根差した学びを実践しています。こうした学びを通じて、将来どこにいても心にふるさと鳥取を抱き、自分らしい生き方を確立していけることを目指しています。（鳥取県HPより）



ハロまるお仕事カード

時給800円って安すぎませんか？



ちゃんと確認してなかったのですが、確かに募集広告に「時給800円～」と書いてました。

募集広告や契約書になっている以上、時給800円はし。これってあり？

まんが知って役立つ労働法Q & A

答 最低賃金を下回る賃金は無効です！
最低賃金は、都道府県ごとに決められていて、それより安い賃金は認められていません。鳥取県の最低賃金は、令和7年10月4日から1,030円/時間です。このため、万が一、時給800円で働くことに同意している場合でも、それは法律によって無効となり、最低賃金額との差額を請求できます。



※鳥取県にある労働基準監督署の情報は、最新版を参照してください。